

構内道路における標示・標識の補修作業

仕 様 書

1. 件名

構内道路における標示・標識の補修作業

2. 目的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「原子力機構」という。）の構内道路について、経年劣化により停止線、中央線等を示す路面標示が見えにくい箇所や、標識の老朽化が見受けられる。ついては、これらの視認性を向上させ、構内交通事故の未然防止を図るため補修作業を実施する。

3. 作業場所

岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1550 番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター構内

4. 納期

令和 7 年 11 月 28 日（金）

5. 作業内容

(1) 総則

- ・ 路面標示に用いる塗料は溶融式塗料とし、顔料、体質材、反射材からなる固体成分と合成樹脂からなる結合剤を化学的に調合し、品質は JIS K 5665-3 種 1 号に合格したものであること。
- ・ 上記溶融塗料に配合する反射材は、日本工業規格 JIS R 3301 に適合するガラスビーズとし、その含有量は 15%～18%とする。
- ・ 作業の実施に当たっては、交通誘導員、保安施設、看板等を適切に配置し、構内での交通事故その他交通の支障防止に努めること。
- ・ 作業に当たり、本仕様書に特記なき事項については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号。以下「標識令」という。）、「交通規制基準」の改正について」（平成 30 年警察庁丙規発第 33 号）、「土木工事標準仕様書」（国土交通省編）その他関係の法令・基準等に準じるものとする。

(2) 中央線の補修

- ・ 別添資料 7 ページに示す道路について中央線の補修を行う。
- ・ 中央線は幅 150mm とし、既存の中央線に合わせて補修するものとする。色は黄色（JIS Z8721 に規定する 5.5YR 6.5/12 で表されたもの）とする。

(3) 停止線及び「止マレ」標示の補修

- ・別添資料 1～6 ページに示す箇所の停止線及び「止マレ」標示の補修を行う。
- ・停止線は幅 450mm とし、既存の停止線に合わせて補修するものとする。色は白色とする。
- ・「止マレ」標示は 1 文字当たり高さ 2,400mm、幅 800mm の横書きとし、既存の表示に合わせて補修するものとする。色は白色とする。

(4) 一時停止標識の更新について

- ・別添資料 1～6 ページに示す箇所の一時停止標識を更新する。
- ・一時停止標識は、標識令別表第二に定める「一時停止 (330-B)」の標識に準ずるものとし、視認性向上のためカプセルプリズム型の反射シートを貼り付けるものとする。
- ・標識の支柱はφ60.5mm・高さ 3,500mm の鋼製のものとし、耐候性・防錆性の確保のため適切な塗装（白色）を施すものとする。また支柱は、地震等においても容易に転倒しないよう適切に固定するものとする。

6. 作業数量

品目	数量等
中央線補修	計 1,728m 程度
停止線補修	計 108m 程度
「止マレ」標示補修	27 か所
一時停止標識更新（支柱込み）	13 か所

7. 提出書類

図書名称	部数	提出時期	備考
安全組織・体制図	1 部	契約締結後速やかに	機構様式
作業計画書	1 部	契約締結後速やかに	作業手順、安全対策、工程表含む
作業報告書	1 部	作業完了後速やかに	図面、写真等を含む報告書
終了届	1 部	作業完了後速やかに	機構様式
その他機構が必要とする書類	1 部	その都度	

（提出場所）日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 総務・共生課

8. 検収条件

5. 作業内容の作業及び 7. 提出書類の提出が完了し、補修作業完了の確認をもって検収とする。

8. 検査員及び監督員

(1) 検査員

管財担当課長

(2) 監督員

総務・共生課員

9. 適用法規・規程等

(1) 労働基準法及び労働安全衛生法

(2) 人形峠環境技術センター規則

(3) その他関係法規等

10. 作業管理

(1) 受注者は、作業現場に現場責任者を常駐させ、作業員への指導・監督にあたること。

(2) 本仕様書に記載のない事項であっても、作業上必要と認められる場合、原子力機構担当者の指示に従い実施すること。

(3) 原子力機構の検査等で不適合が確認された場合には、原子力機構の指示に従い処置すること。

11. 安全管理

(1) 受注者は、作業現場にあたり「労働安全衛生法」、その他関係法令及び原子力機構の定める規則並びに原子力機構担当者の指示事項に従い、安全衛生の確保に万全を期すること。なお、本作業における安全管理上生じた損害は、すべて受注者の負担とする。

(2) 火気、足場、清掃管理等の一般安全については、受注者の責任において行うこと。

12. グリーン購入法の推進

(1) 本契約においてグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進に関する方法）に適用する環境物品（事務用品・電気器材等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしているものとする。

13. 特記事項

(1) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全確保に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

(2) 受注者は作業を開始するまでに、機構が実施する「作業責任者等認定制度」に基づく認定教育を必ず受講し、認定された者が作業を行うこと。なお、教育を受講していない場

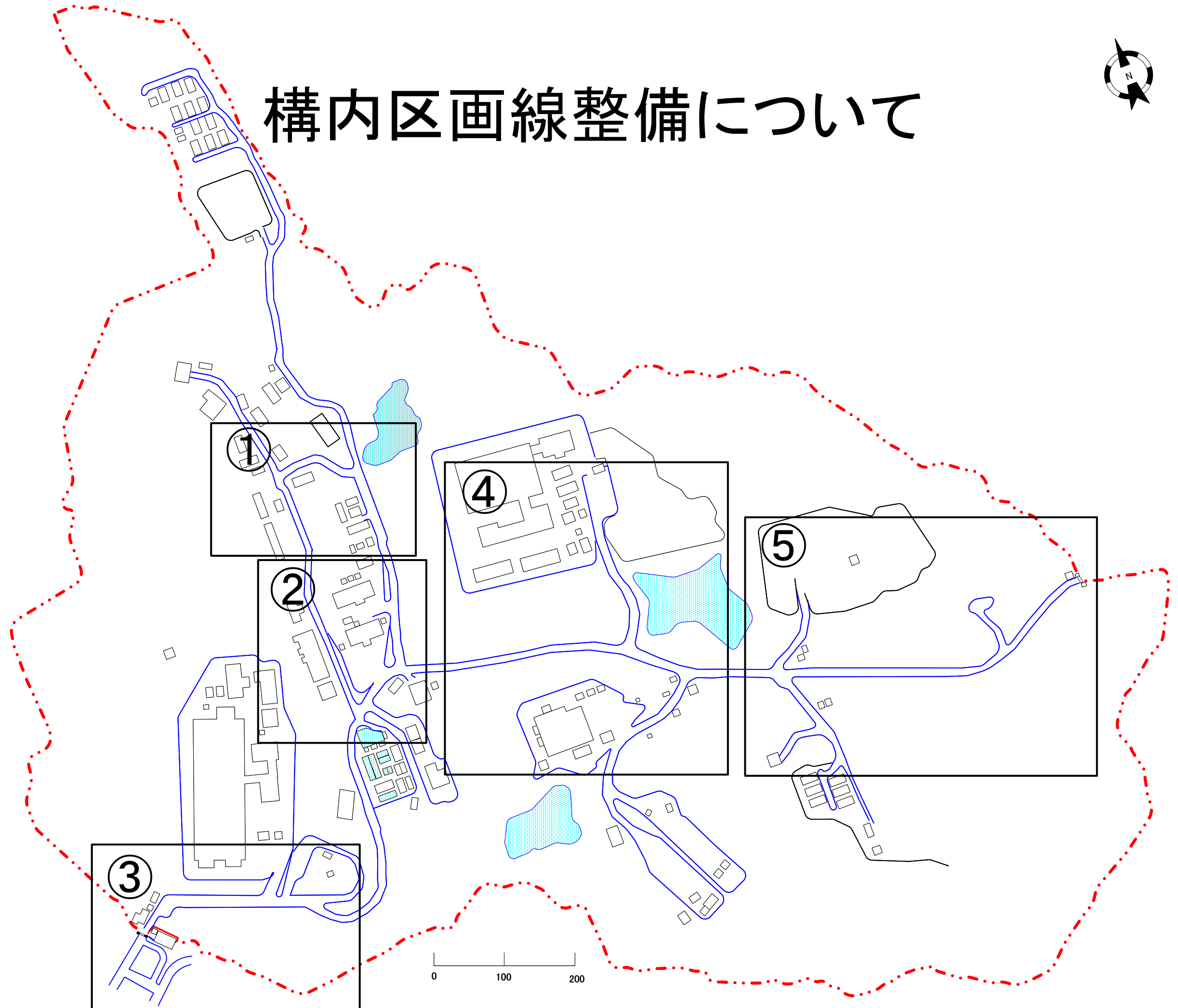
合は作業前に教育を受講し認定手続きを行ってから作業を行うこと。

- (3) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。但し、予め書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (4) 受注者は、業務の実施にあたって、次に掲げる関係法令及び所内規程を遵守するものとし、原子力機構が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。また薬剤等を使用する場合は法令及び規定に抵触せず、かつ環境等に配慮したうえで、事前に発注者との協議をすること。
 - (ア) 毒物及び劇物取締法
 - (イ) 構内出入管理要領
 - (ウ) 防火管理規則
 - (エ) その他、原子力機構の定める諸規則、基準等
- (5) 受注者が故意又は重大な過失により、原子力機構が所有する設備・備品に損傷若しくは紛失、不具合を発生させた場合は、受注者の責任において無償にて速やかに修復すること。
- (6) 施設、車両、物品を損傷しないように十分注意して作業を実施する。作業中に毀損した場合は、速やかに原子力機構に報告し、原状回復する。
- (7) 車両又は留置してある物品の周辺で作業を実施する場合は、必要に応じてカラーコーン等により立入禁止等の措置又は養生を行う。駐車場の周辺で作業を実施する場合で、車両の移動が必要な場合は、あらかじめ原子力機構に車両の移動を依頼し、移動が完了してから実施する。
- (8) 消火栓及びその他消火設備、マンホール、埋設物表示、杭等の周辺については、特に注意して作業を実施するとともに、作業状況が周囲から容易に確認できるような状態にて実施すること。
- (9) 受注者は、異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (10) 受注者は、従事者に関しては労基法、労安法その他法令上の責任及び従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。
- (11) 受注者は、事故・故障等異常が発生した場合、直ちに電話もしくは口頭で原子力機構担当者又は警備員に連絡し、指示に従い行動するものとする。
- (12) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構担当者と協議の上、その決定に従うものとする。

以 上



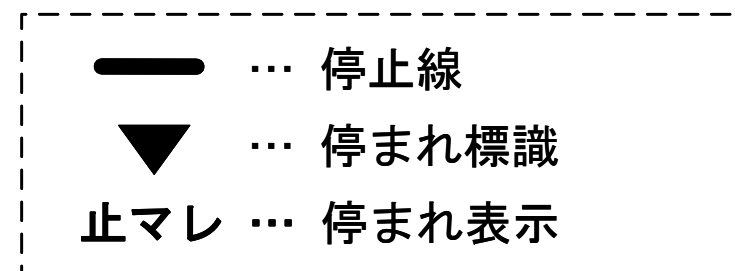
構内区画線整備について



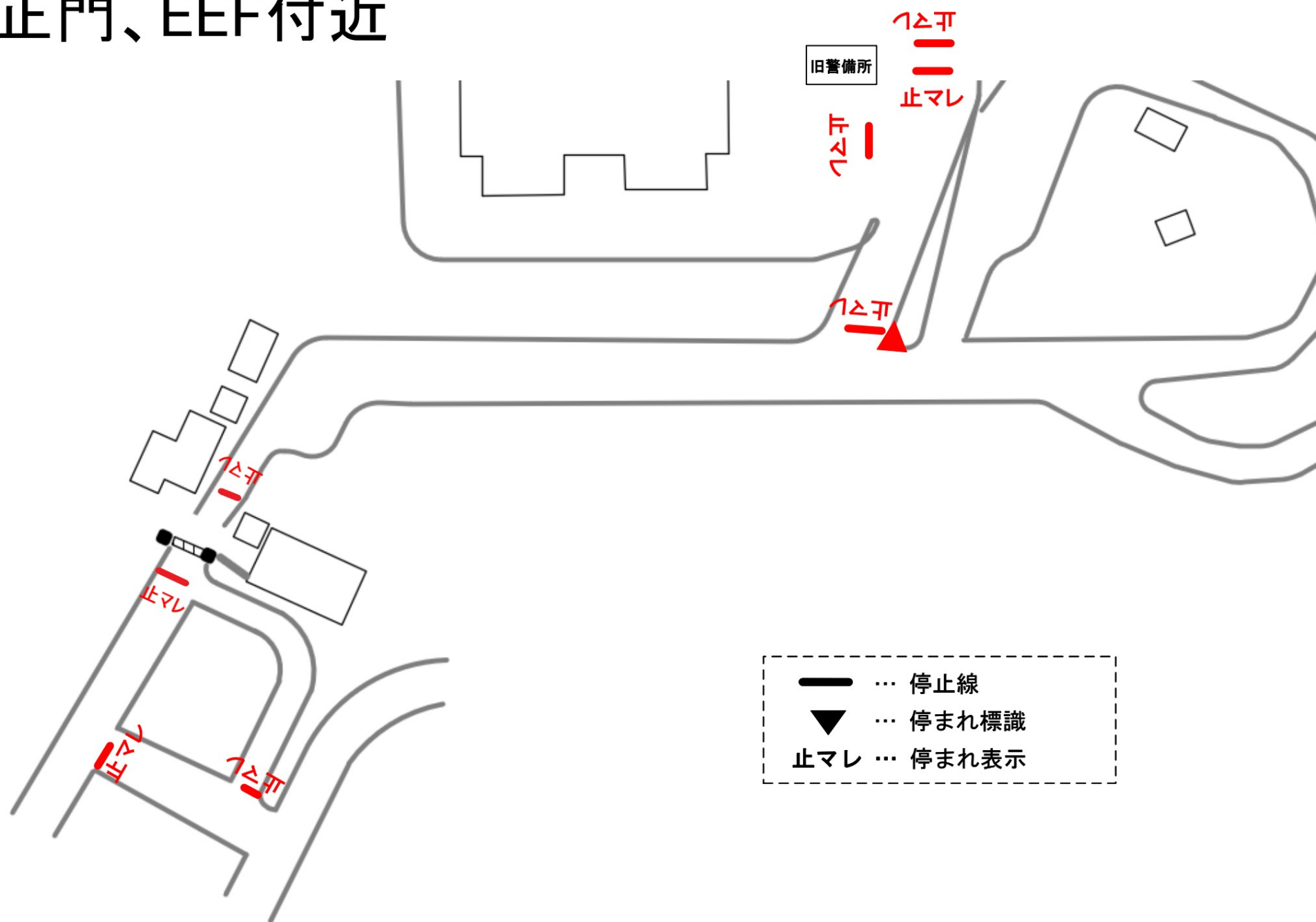
① 車庫、食堂付近



② 総合管理棟付近



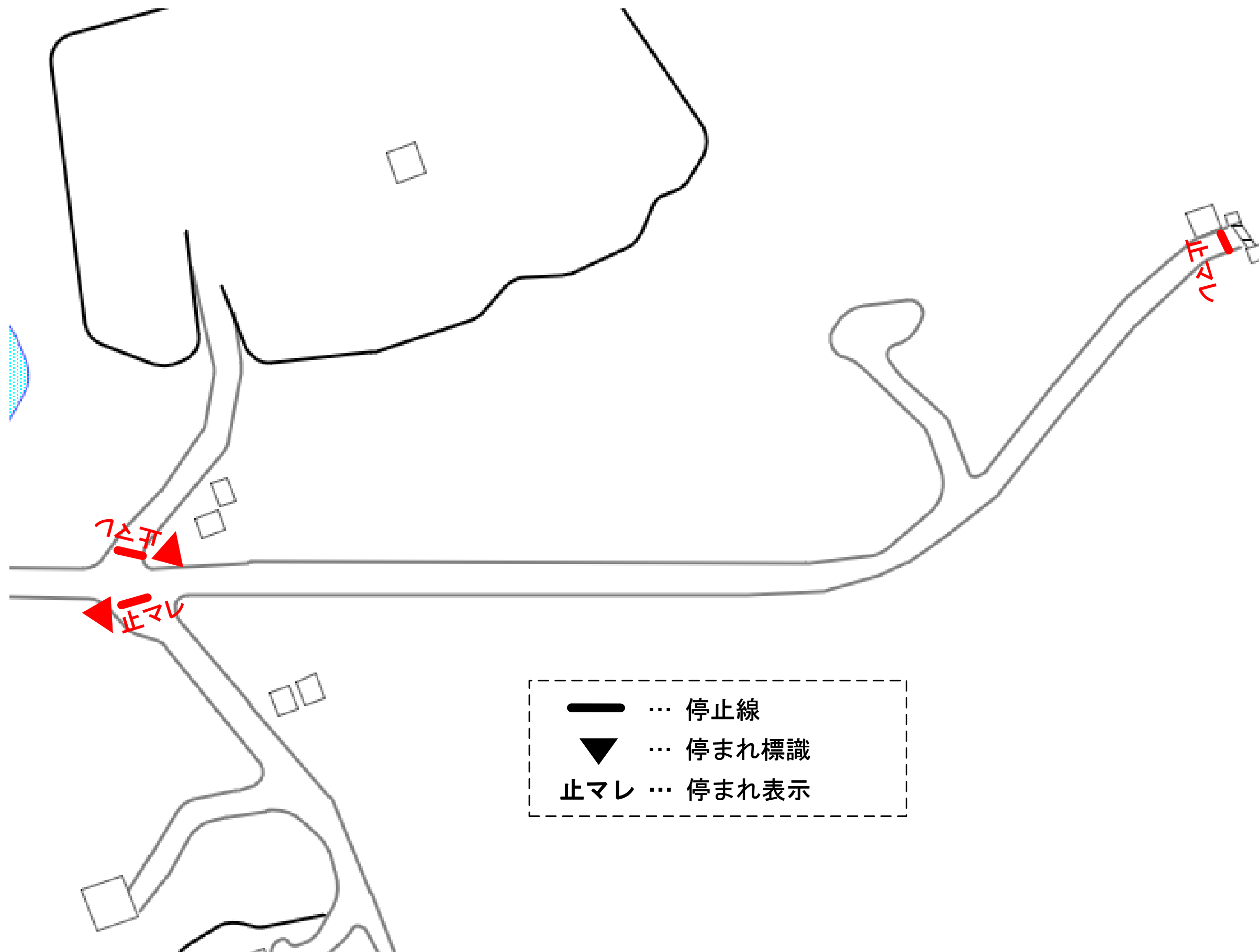
③ 正門、EEF付近



④ DP、製錬付近



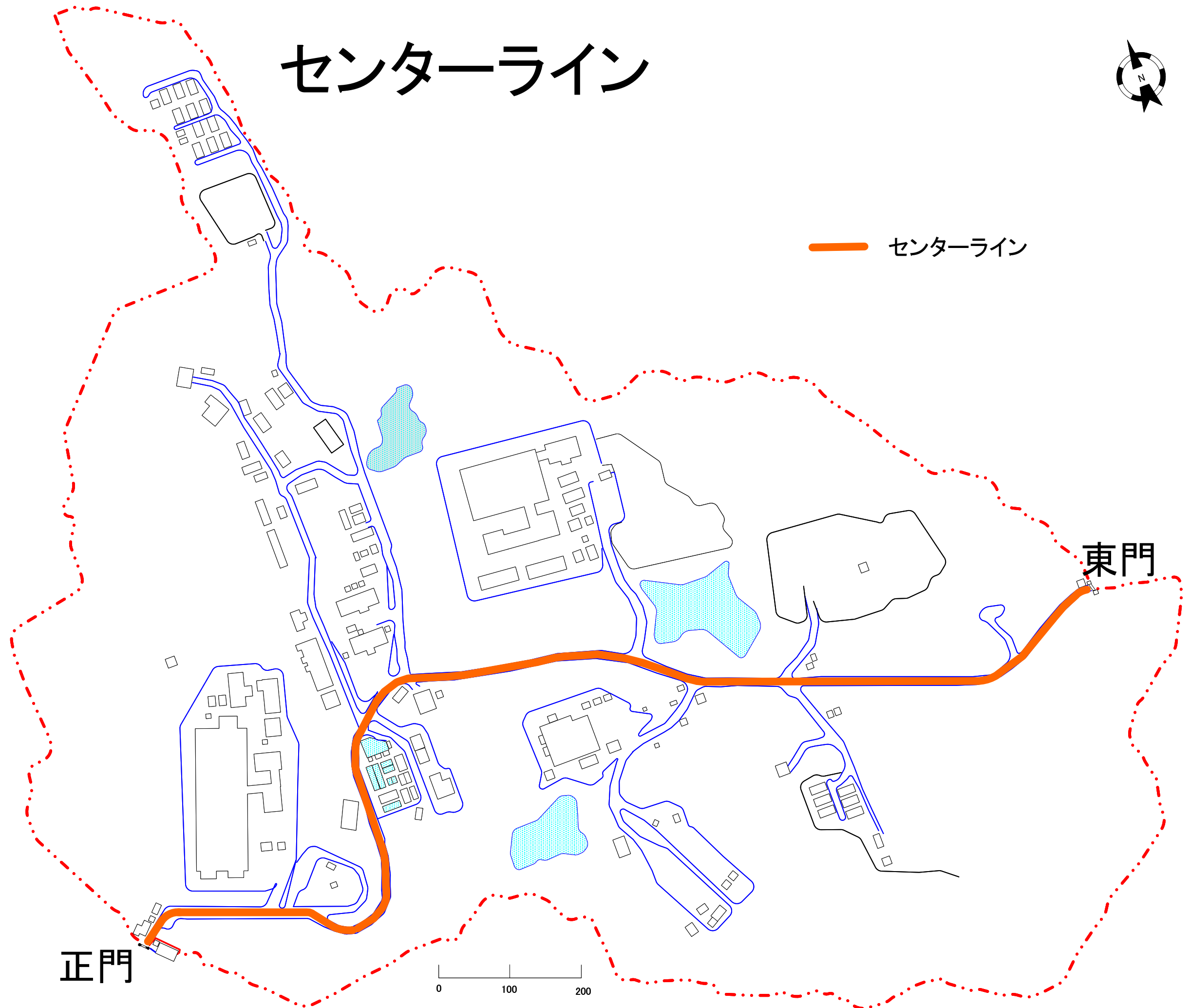
⑤ 東門、露天付近



センターライン



センターライン



正門

東門

0 100 200